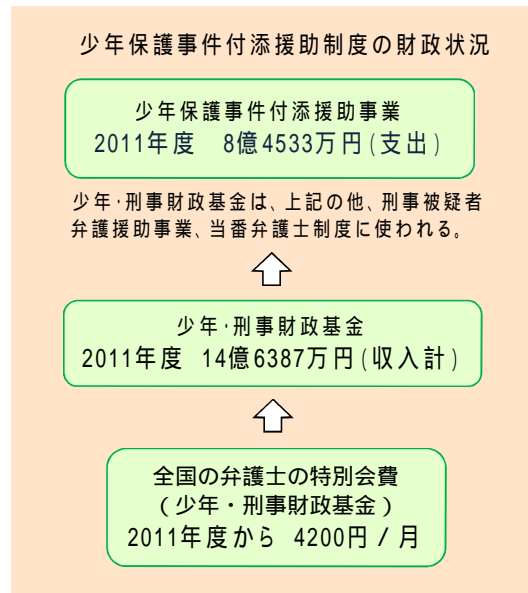


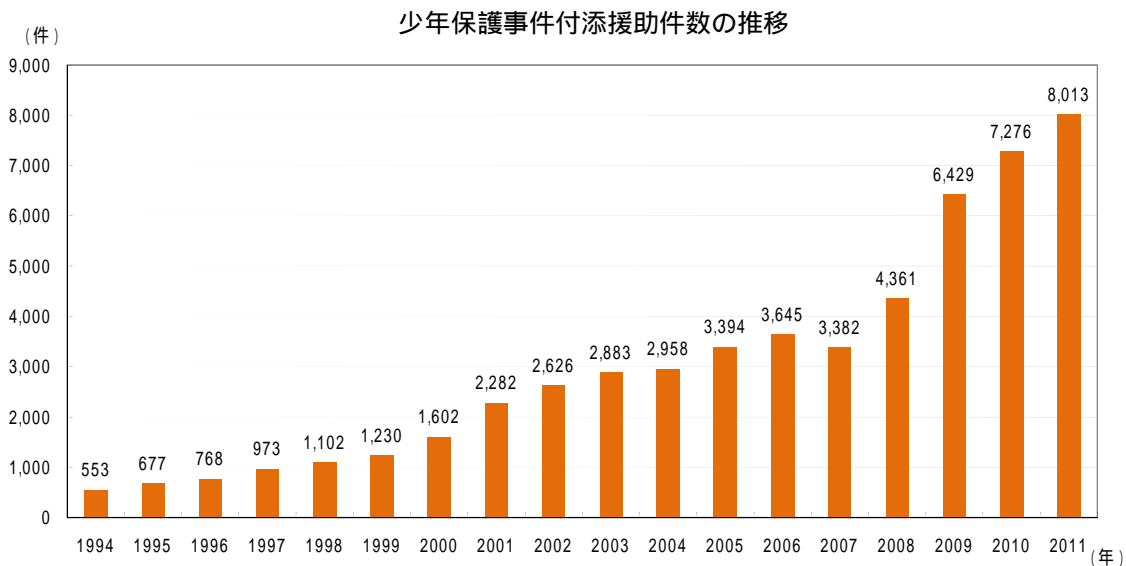
2. 少年保護事件付添援助制度

少年は弁護士に依頼するお金がない。少年の保護者も、経済的に裕福な家庭は少なく、仮に資力があっても、少年のために弁護士費用を支出することには消極的な場合が少なくない。そのような少年も弁護士付添人が選任できるよう、日弁連は、少年保護事件付添援助制度を運営している。これは、すべての事件について、少年が希望する場合には、弁護士費用の全額を援助するという制度である。

その財源は、全国の弁護士から特別会費を徴収した少年・刑事財政基金であり、援助総額は、2011年度で、約8億5000万円となっている。



下のグラフは、少年保護事件付添援助制度を利用して、少年保護事件の付添人を選任した件数の推移である。被疑者段階で少年事件を受任した弁護士が、少年の家裁送致後に少年保護事件付添援助制度を利用して改めて付添人に選任されるケース、家裁送致後に当番付添人として出勤し、援助制度を利用して付添人に選任されるケース、家裁送致後に家裁が弁護士会に対し援助制度の利用による付添人のあっせんを要請し、選任されるケースがある。最近の付添人選任数の増加（156頁参照）は援助制度の充実によるところが大きく、私選付添人の大半が援助制度を利用している。



【注】1. 1994年～2006年の数値は、財団法人法律扶助協会の実績件数による。
 2. 2007年の数値は、2007年4月～9月の日弁連における援助実績件数（2008年3月31日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける開始決定件数の合計数。2008年以降は、当該年4月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数。